

令和6年度長崎県特産品新作展 実施要領

1 目 的

創意と工夫にあふれた新しい特産品を一堂に集め、県民に紹介するとともに、優れたものについて顕彰を行うことにより、県内事業者の新商品の開発意欲を促進し、もってふるさと産業の振興を図る。

2 名 称

令和6年度長崎県特産品新作展

3 主 催

長崎県

4 募集区分 ※【参考：図1】募集区分整理表を参照

- (1) 農産加工品部門
農林畜産物を原材料とした加工食品
- (2) 水産加工品部門
水産物を原材料とした加工食品
- (3) 酒・飲料部門
酒類、飲料（即席飲料類含む）
- (4) 菓子・スイーツ部門
菓子類全般（冷菓・氷菓含む）
- (5) 工芸・日用品・その他部門
反復生産されている工芸品、民芸品、日用品等

5 募集商品の範囲

応募できる商品は、次の各要件をすべて満たすものに限る。ただし、主催者が当新作展にふさわしくないと判断した場合は、それに関わらず応募を断る場合がある。

- (1) 長崎県産の原材料を使用した商品または長崎県内において製造された商品であること。
- (2) 【4(1)～(5)について】
 - ・ 令和5年12月1日以降に市販化され、応募締切後も販売されている新商品であること（惣菜等直売品（商品パッケージがないもの）は除く）。
 - ・ パッケージや内容量の変更のみの改良商品は除く。【ながさき手みやげ大賞について】
 - ・ 令和5年12月1日以降に市販化され、応募締切後も販売されている新商品であること、もしくはパッケージや内容量を変更した改良商品であること（惣菜等直売品（商品パッケージがないもの）は除く）。
- (3) 法令（食品表示法、景品表示法等）に違反していない商品であること。
（別添1を参照）

- (4) 年間を通して十分な生産量が確保できる商品であること。
- (5) 販売催事において販売できる十分な保存期限が確保できる商品であること。
- (6) 受賞後は県による PR・販売を実施するため、特定の販売先や卸先に限定していないこと。
- (7) 応募者は商品の販売権利を持つ者で、長崎県内に活動拠点を置く者であること。

6 その他注意事項

- (1) 入賞商品であっても食品表示及び商標権等の知的財産権に関する問題等が生じた場合は、入賞を取り消す場合がある。
- (2) 平成27年4月に施行された食品表示法に基づき、適切な食品表示を行うこと。不明な点は、食品表示相談窓口（別添2）へ問い合わせること。
- (3) 応募者の責任において事前に商標調査を行ったり、専門家に相談したりするなど、トラブルが発生しないよう必要な措置をとること。万一、第三者から権利侵害との提訴がなされた場合、主催者側に発生した損害を含め、応募者の負担と責任において対応すること。

7 応募申し込み

(1) 受付期間

令和6年12月3日（火）17時まで

(2) 申込方法

以下に記載の QR コードより出品申込用のページを開き、長崎県電子申請システムに必要事項を入力の上、応募すること。その際、必ず応募商品の写真（商品パッケージが分かるもの）を1枚添付すること。

※食品の場合は、食品表示ラベルの写真1枚も併せて添付すること。

出品申込用 QR コード⇒



(3) 申込先

長崎県物産ブランド推進課

(4) 応募単位

- ① 複数商品の応募も可能。ただし、1商品ごとに1件、長崎県電子申請システムから申し込むこと。
- ② 異なる商品との詰め合わせ等セット商品の場合は、セット商品と分かるように記載し、申し込むこと。
- ③ 内容物、パッケージが同じで、重量、サイズ、個数が異なる複数の商品は1件のシリーズとして申し込むこと。

(5) 出 品 料

無料。ただし、出品にかかる経費（審査会用の試食品を含む）は応募者の負担とする。

8 審査会（書面審査、試食・現物審査）

(1) 審査会を開催し次の賞を決定する（令和7年1月予定）。

◆県知事賞（各部門の最優秀賞の中から1点）

◆最優秀賞（各部門1点）

◆優秀賞（各部門1点）

◆ながさき手みやげ大賞（長崎を代表する手土産にふさわしい優れた商品2点）

(2) 応募商品は、全商品の「書面審査」を行い、その後、書面審査を通過した商品について、「試食・現物審査」（食品・酒・飲料は、試食・試飲を行う）を行うこととする。書面審査を通過した場合、展示用商品及び試食・試飲用商品の準備が必要となるため、書面審査通過者に対しては、詳細を別途通知する。なお、審査は、印象・外観、品質、市場性・ニーズ、長崎らしさ、土産品としての適性（賞味期限、持ち運びの利便性等）など商品全般にわたって行う。

(3) 別途、受賞者に対する表彰式を行う。（スケジュール参考：図2）

9 試食・現物審査への商品の搬入、搬出

商品の搬入、搬出等の詳細については、書面審査終了後、通過した応募者に通知する。

10 表彰式等

受賞者に対しては、表彰を行う（表彰式は、令和7年3月予定）。

なお、受賞商品の販路拡大支援は以下を予定。

(1) 長崎県物産振興協会が全国各地で参加する各物産展や商談会等での積極的なPR・販売を行う。

(2) 株式会社浜屋百貨店で開催される「ふるさと長崎大物産展」において、受賞商品の展示・販売を行う。

(3) 長崎県アンテナショップ「日本橋長崎館」（東京）にて商品展示を行う。展示期間に同会場での物販PRの場を提供するとともに、県知事賞受賞事業者については東京までの旅費（1名分）を負担する。

(4) 県庁1階ロビーでの展示を行う。

(5) 県の広報誌やホームページ、SNS、メディア等を活用した積極的な商品のPRを行い、県が実施するキャンペーン等のプレゼント商品として優先的に選定する。

【参考：図1】募集区分整理表

※新商品であれば、下記①～⑤部門及び「ながさき手みやげ大賞」の対象

部門等	条件	表彰	
① 農産加工品部門	【各部門】 ■R5.12.1以降市販化されたもの ■パッケージや内容量の変更のみの改良商品は「対象外」 【ながさき手みやげ大賞】 ■R5.12.1以降市販化されたもの ■パッケージや内容量の変更のみの改良商品も「対象」	【各部門賞】 最優秀賞 1 商品 優秀賞 1 商品	【県知事賞】 各部門の最優秀賞 5 商品の中から、最も優れた商品 1 商品 【ながさき手みやげ大賞】 長崎を代表する手みやげ品として最も優れた 2 商品
② 水産加工品部門		【各部門賞】 最優秀賞 1 商品 優秀賞 1 商品	
③ 酒・飲料部門		【各部門賞】 最優秀賞 1 商品 優秀賞 1 商品	
④ 菓子・スイーツ部門		【各部門賞】 最優秀賞 1 商品 優秀賞 1 商品	
⑤ 工芸・日用品・その他部門		【各部門賞】 最優秀賞 1 商品 優秀賞 1 商品	

【参考：図2】応募後のスケジュール

